備考
1　「申請者（家屋取得（予定）者）」の「住所」及び「氏名」の欄には、この仮申請書の申請をする者の住所及び氏名をこの仮申請書を作成する日の現況により記載すること。
2　「家屋取得日（予定日）」の欄には、この仮申請書の申請をする者が当該家屋を取得する（予定）の年月日を記載すること。
3　「取得（予定）の家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。ただし、当該家屋を取得していない場合は、当該家屋の所在地のみを記載すること。
4　「耐震改修工事開始予定日」の欄には、当該家屋の耐震改修工事が開始される予定の年月日を記載すること。
5　「仮申請年月日」の欄には、仮申請が行われた年月日を記載すること。
6　「正式な申請が困難な理由」の欄には、正式な申請が困難な理由の項目にチェックを記載することとし、適当な理由の項目がない場合には、空欄に正式な申請が困難な理由を記載すること。
7　「仮申請を受けた登録住宅性能評価機関」の欄には、仮申請を受けた登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。
①　「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
②　「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
③　「仮申請受理日」の欄には、仮申請を受けた年月日を記載すること。

○国土交通省告示第四百三十九号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第十四条の二第十項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第十項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十七条第一項の申請をした場合又は平成二十六年国土交通省告示第四百三十八号第一号に掲げる書類により東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第九項の申請をした場合　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第九項の規定の適用を受けようとする者が取得した同項に規定する要耐震改修住宅用家屋であってその取得の日以後に同項に規定する耐震改修が行われたもの（以下「耐震改修住宅用家屋」という。）が耐震基準（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準をいう。以下同じ。）に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が平成二十三年国土交通省告示第千二百九十二号別表の書式により証する書類（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第九項に規定する取得期限までに耐震改修により耐震基準に適合することとなった当該耐震改修住宅用家屋に係るものに限る。）

二　平成二十六年国土交通省告示第四百三十八号第二号に掲げる書類により東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第九項の申請をした場合　耐震改修住宅用家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第九項に規定する取得期限までに耐震改修により耐震基準に適合することとなった当該耐震改修住宅用家屋に係るもので、平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2―1の1―1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の五第四項第三号の規定に基づき、平成十五年国土交通省告示第四百十六号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

「第四十条の五第三項第三号」を「第四十条の五第四項第三号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の五第四項第四号の規定に基づき、平成十五年国土交通省告示第四百十七号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

「第四十条の五第三項第四号」を「第四十条の五第四項第四号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第三十七条の十八第二項の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第三百八十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

「第三十七条の十八第三号」を「第三十七条の十八第二項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十三号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七条の六第二項の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏